

平成27年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月10日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第14 追悼演説
- 日程第15 議案第10号 表彰について
- 日程第16 議案第11号 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第17 意見案第1号 持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書
- 日程第18 意見案第2号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 日程第19 意見案第3号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 日程第20 意見案第4号 国民健康保険医療費等国庫負担金減額調整の廃止と子ども医療費助成の制度化を求める意見書

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	16番	一宮龍彦君	15番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育委員会 会長 新山史賢君

《平成27年12月10日》

代表監査委員 村瀬光明君 農業委員会会長 新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	中川原英明君	総務課長	舟木淳次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
生田原総合支所長	平間敏春君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	荒井正教君	会計管理者	小野寺健君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課参事	門脇和仁君
監査委員事務局長	伯谷和昭君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第14 追悼演説

○議長（前田篤秀君） 日程第14 追悼演説を行います。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） ー登壇ー

私は、ここに、山田和夫議員の御逝去に対し、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し謹んで追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

28年間の長きにわたり遠軽町会議員を務められました山田和夫さんは、去る12月2日、御逝去されました。享年66歳でありました。誠に痛惜、哀悼の念に堪えません。

山田和夫さんは、一昨年10月には8期目の遠軽町議会議員選挙を戦い抜き当選されました。当選後、議員活動を開始されたころ、あなたから食道がんである旨が告げられ衝撃を受けたことを覚えています。その後、あなたは手術を受けられ、約半年にわたる闘病生活に耐え、平成26年6月議会では一般質問を行うなど、がんに打ち勝ち、今後の議員活動、議会活動にその手腕と行動力を遺憾なく発揮されるものと信じて疑いませんでした。

しかし、病魔はあなたを容赦なく痛めつけ、議員の継続を許してはくれませんでした。誠に痛恨の極みであります。

山田和夫さんは、1987年、昭和62年、旧国鉄を退職し、37歳の若さで旧遠軽町

議会議員選挙に立候補し、しかも見事トップ当選を果たされました。多くの町民の皆様が、当時のあなたの若さと行動力に高い評価と期待を込められたのだと思います。

そして、あなたは町民の期待を決して裏切ることはありませんでした。平成11年には、当時の産業建設常任委員長、平成13年には厚生文教常任委員長、平成15年から2年間、旧遠軽町で副議長、平成17年から4年間、合併後の議会の副議長を務められました。また、平成15年には、旧遠軽町における町村合併特別委員会委員長として、その手腕を遺憾なく発揮され、4町村合併に向けて果たされた功績は、はかり知れないものがあります。合併から10年を迎えた今日があるのも、あなたの御尽力の賜物であると思っています。

さらに、あなたの議員としての功績が認められ、平成9年には網走支庁管内町村議会議長会表彰を初め、平成21年には北海道町村議会議長会表彰、平成26年には北海道知事表彰、そして本年2月には全国町村議会議長会表彰、自治功労、議員27年以上を受けられるなど数々の表彰を受けられております。そして、山田さんは、旧遠軽町時代も含めて8期28年とベテラン議員としての存在もさることながら、常に議会の議論をリードされ、議会にとっては今やなくてはならない存在でもありました。あなたの切れ味の鋭い説得力のある質問には、時の行政側にとって恐れられる存在でもあり、まさに二元代表制を地で実践された方でした。そうしたはかり知れない影響力を持った人材を失ったことは、議会にとってはもちろん、町にとっても大きな痛手であります。あなたには、まだまだ多くのことを学びたかっただけに、本当に残念でなりません。

人生の半分近く、社会人としても6割を議会議員として生き抜いた山田さん。まさに、あなたは議員になるために生まれてきたような人でした。そして、最後までその職務を全うされました。心からお疲れさまと申し上げます。恐らく、天国に行っても議員になっているでしょう。

私たちは、あなたの遺志を受け継ぎ、町民に信頼される議会をつくり上げ、そして町民のために精いっぱい努力を惜しまないことをお誓いいたします。

ここに、山田和夫さんの生前の御功績をたたえ、その人となりをおぼろげに、心から御冥福をお祈りするとともに、山田さんを今日まで支えてこられた奥様、お嬢様、かわいいお孫さんなど、御家族の胸中に思いをいたし、哀悼の意をあらわし追悼の言葉といたします。

平成27年12月10日、遠軽町会議員奥田稔。

○議長（前田篤秀君） 以上で、追悼演説を終わります。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

《平成27年12月10日》

◎日程第 15 議案第 10号

○議長（前田篤秀君） 日程第 15 議案第 10号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第 10号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第 2条の規定により、次のとおり表彰したく議会の議決を求めるものがあります。

遠軽町表彰条例第 2条第 3号エに該当いたします社会功労でありまして、11月19日、20日にオホーツク町村会の道外視察が行われ、町長が福岡県福岡市博多区那珂6丁目27番16号、株式会社山口油屋福太郎様を訪問した際に、遠軽高等学校ラグビーフットボール部が全国大会に出場する話題を提供したことから、まちづくり振興資金といたしまして、遠軽高等学校ラグビーフットボール部全国大会出場資金100万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、1件の団体につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 非常にありがたい寄附だなというふうに思います。

今、説明があったのですけれども、ラグビー部の話題を提供しただけで100万円くれたわけではないと思うのですけれども、もう少し内容を詳しく教えていただければと思いますが、お願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 山口油屋福太郎商店様は、この会社は明太子屋さんなのです。非常に大きな会社でありまして、小清水の廃校を譲り受けてせんべいをつくっております。何か非常にでん粉が不足していたことがあって、それで何とか北海道ででん粉を求めたときに小清水がいい感じになったということで、今、小清水の工場では、聞きますと、ほがじゃというせんべい、ほはホタテのほかな、ホタテ味で、じゃがでジャガイモの、そういうでん粉をつくって、それが今、北海道のお土産のベスト3に入っている売れ筋商品でありまして、そういうような会社を実は小清水町の縁で行って、そこでPRをしてくれと、各自治体の管内の。それで、首長みんなぜひにで、営業マン、自分の町のものをいろいろ送り込んでおいて、それで社長の前で直接プレゼンと申しますか、そういうのをいたしました。その前段で町の紹介などもさせていただいたときに、うちの町は教育の面で中心となってやっているというところからラグビーの話などもいたしまして、こういう結果に至ったところでございます。

《平成27年12月10日》

帰りなども、その日も、遠軽町長ということで、今度は向こうでは明太子だからめんべいですかね、明太子のめんべいにせんべいという、めんべいというのは、またこれは福岡で有名なお土産なようでして、それにはいろいろな種類があるのですけれども、それに勝つという勝利のそういうせんべいもありまして、こんな大きい段ボール箱でラグビー部に食べさせてくれということで、持っていけないので送ったのですけれども、そういったものをいただいております、非常にいろいろな意味で山口社長のほうで、こちらのいろいろな産物も、いいものがあれば取り上げていきたいというような、これはラグビー部だけに限らず、いろいろな意味で、今、気にかけて、うちのオホーツク管内を気にかけていただいているという縁を持っていたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第16議案第11号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第11号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億9,185万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に100万円を追加し、総額を2,731万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計156億9,085万7,000円に100万円を追加し、総額を156億9,185万7,000円とするものです。

《平成27年12月10日》

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

10款教育費につきましては、7項保健体育費に100万円を追加し、総額を24億270万円とするものです。

これによりまして、歳出合計156億9,085万7,000円に100万円を追加し、総額を歳入歳出同額の156億9,185万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業100万円は、遠軽高等学校の全国ラグビーフットボール大会出場に係る指定寄附による社会体育振興補助金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金100万円は、遠軽高等学校ラグビーフットボール部全国大会出場資金として1件100万円の指定寄附をいただいたものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款教育費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、質疑を終わります。

これより、議案第11号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 意見案第1号持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

《平成27年12月10日》

○14番（秋元直樹君） —登壇—

持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

高齢化の進行や経済成長を上回る医療費の伸びを背景に、いわゆる「医療保険制度改革関連法」が制定され、社会保障と税の一体改革の中で医療制度及び財政面の改革が進められていますが、当面の財政は安定するとしても、市町村国保に低所得者や高齢者が増えていくという構造は変わらないのではと危惧されるところです。

また、社会保険診療が非課税取引であるがゆえに仕入税額控除ができず、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税は医療機関のコストになっており、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮する必要があります。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源を確保すること。
- 2、国民と医療機関等に負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第18 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 意見案第2号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成27年12月10日》

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助で全額が措置されます。また、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されません。

しかし、これは本来、全額が国庫負担金であるべきところ、市町村の人口比で按分した額によって交付されるとして、非常に低い補助上限額となっており、市町村は財源負担を強いられます。

よって、国においては、自治体負担の軽減のために次の事項について特段の配慮を求めます。

1、平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担として、十分な予算措置をすること。

2、同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担として十分な予算措置を行うこと。

3、地方自治体の予算編成などに支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。

4、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。

5、配達できなかった簡易書留（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。

6、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のため、周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月10日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担

《平成27年12月10日》

軽減を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第19 意見案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 意見案第3号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番(阿部君枝君) ー登壇ー

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い高齢者が増える中で、社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き続き引き上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。

消費税には、安定した税収が確保できる一方、低所得者の負担が重くなる「逆進性」の問題があります。

そこで、消費税率引き上げに対して国民の理解を得るためには、生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える軽減税率の導入が不可欠です。

日本における世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くあります。軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

よって、国において次の事項を実現するよう強く要望します。

1、複数税率による軽減税率の導入については、平成29年4月の消費税率引き上げと同時に進行。

2、対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など対象を幅広くする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月10日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成27年12月10日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第20 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 意見案第4号国民健康保険療養費等国庫負担金減額調整の廃止と子ども医療費助成の制度化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ー登壇ー

国民健康保険療養費と国庫負担金減額調整の廃止と子ども医療費助成の制度化を求める意見書について、補足説明を加えて御提案いたします。

子どもの医療費助成事業については、多くの自治体が地方単独事業として上乘せ実施をしていますが、国はこれに対し医療費の波及増と解釈し、実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険、国庫負担金等の減額調整措置を講じていません。

北海道の資料によりますと、平成25年度において、遠軽町では301万円を超える額が減額されており、一般財源で充当しているというのが現状です。

先日の一般質問でもありましたように、子どもの医療費負担軽減は子育て世帯の大きな要望の一つであるにもかかわらず、この減額調整措置が施策推進の障害となっており、また、地域間格差を生む大きな要因となっていると考えられます。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整を廃止すること。

2、子育て支援の観点から、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に制度化するとともに、十分な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月10日、北海道遠軽町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

《平成27年12月10日》

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号国民健康保険療養費等国庫負担金減額調整の廃止と子ども医療費助成の制度化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成27年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署名議員		佐藤昇
署名議員		阿部君枝